

様式第二号の九(第八条の四の六関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和5年6月28日

福岡県知事 殿

提出者

住所 福岡市博多区東公園7-7

氏名 福岡県

福岡県知事 服部 誠太郎

電話番号 092-651-1111



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和4年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	多々良川浄化センター
事業場の所在地	糟屋郡粕屋町大字江辻705番地
事業の種類	下水道処理施設維持管理業(3631)
産業廃棄物処理計画における 計画期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日

産業廃棄物処理計画における目標値

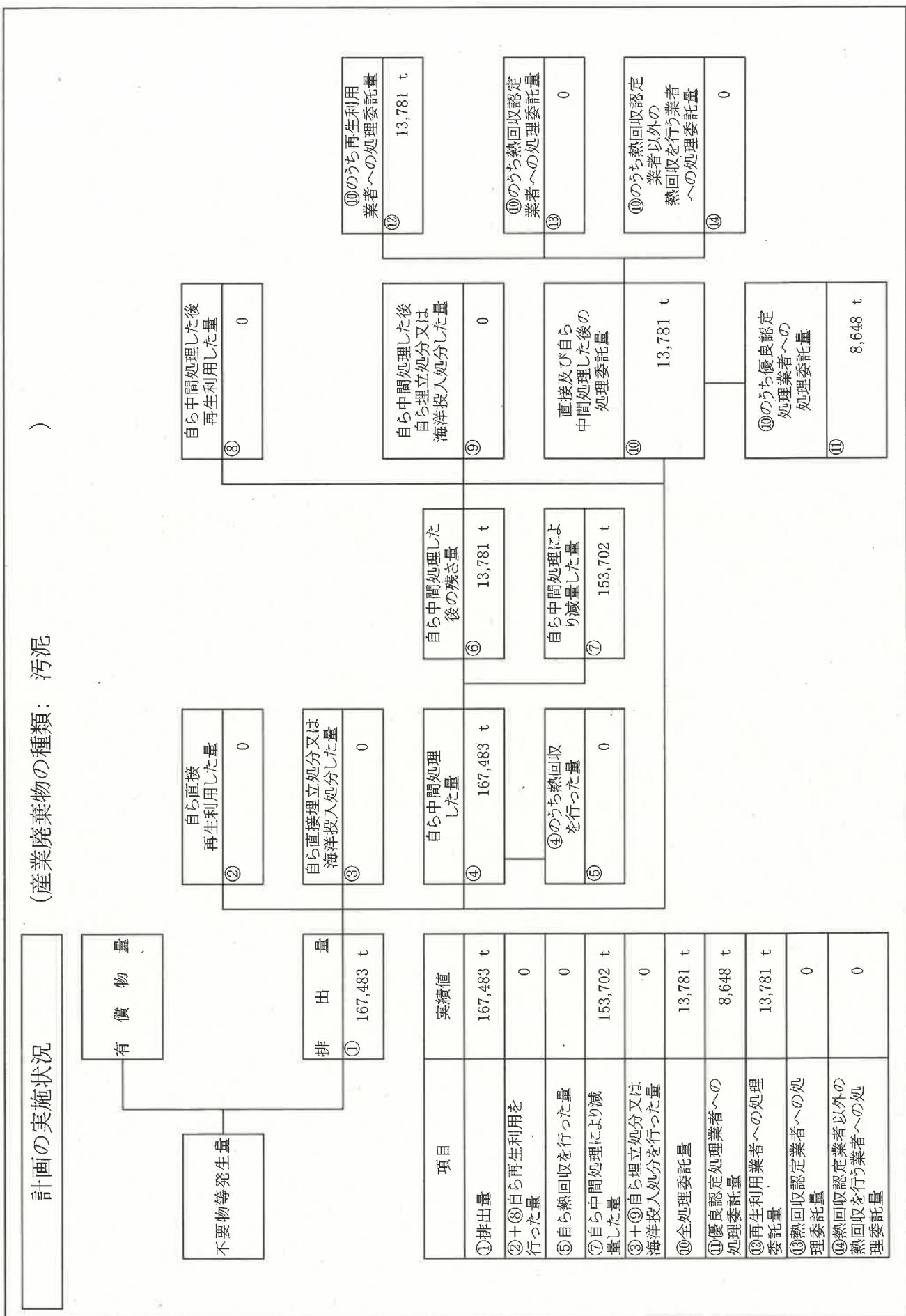
項目	目標値	項目	目標値
排出量	165,257t	全処理委託量	14,501t
自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	0t	優良認定処理業者への 処理委託量	8,392t
自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	0t	再生利用業者への 処理委託量	14,501t
自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	150,756t	認定熱回収業者への 処理委託量	0t
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	0t	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0t
※事務処理欄			

(日本産業規格



計画の実施状況

(産業廃棄物の種類：汚泥



(第2面)

計画の実施状況		項目	実績値	自ら中間処理した量	自ら直接再生利用した量	自ら直接埋立処分又は海洋投人処分した量	自ら中間処理立処分又は海洋投人処分した量	自ら中間処理した後後の残さ量	自ら中間処理による減量した量	自ら熱回収を行った量	自ら直接利用した量	自ら直接再生利用した量	自ら中間処理した後後再生利用した量	自ら中間処理した後後再生利用した量	自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量	自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量	自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量
排出量	有償物量																
①排出量 48 t	不要物等発生量	②自ら直接再生利用を行った量	③自ら直接埋立処分又は海洋投人処分を行った量	④自ら中間処理を行った量	⑤自ら熱回収を行った量	⑥自ら中間処理した後後の残さ量	⑦自ら中間処理により減量した量	⑧自ら直接利用を行った量	⑨自ら中間処理による減量した量	⑩自ら直接埋立処分又は海洋投人処分を行った量	⑪自ら直接再生利用を行った量	⑫自ら直接再生利用した量	⑬自ら中間処理した後後再生利用した量	⑭自ら直接再生利用した量	⑮自ら直接埋立処分又は海洋投人処分を行った量	⑯自ら直接埋立処分又は海洋投人処分を行った量	⑰自ら直接埋立処分又は海洋投人処分を行った量
①排出量 48 t	有償物量	②自ら直接再生利用を行った量	③自ら直接埋立処分又は海洋投人処分を行った量	④自ら中間処理を行った量	⑤自ら熱回収を行った量	⑥自ら中間処理した後後の残さ量	⑦自ら中間処理により減量した量	⑧自ら直接利用を行った量	⑨自ら中間処理による減量した量	⑩自ら直接埋立処分又は海洋投人処分を行った量	⑪自ら直接再生利用を行った量	⑫自ら直接再生利用した量	⑬自ら中間処理した後後再生利用した量	⑭自ら直接再生利用した量	⑮自ら直接埋立処分又は海洋投人処分を行った量	⑯自ら直接埋立処分又は海洋投人処分を行った量	⑰自ら直接埋立処分又は海洋投人処分を行った量

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理に関して、①～⑯の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。